



(註) 各省所管國有財產には雜種財產をも含める。

## 2. 官有、公有、私有の區別

各財貨の被害は夫々官有、公有、私有に分ち調査したが、その區別は左の如くである。

- (一) 官有——罹災時に國有及舊宮内省所有であったもの。
- (二) 公有——地方政府所有であつたもの。
- (三) 私有——罹災時に民間所有であつたもの。

## 3. 評價基準

被害額の評價は原則として再生産價格によらず左の如き「一般評價基準」を定め臺帳價格を基礎とし経過年數による減耗を斟酌した終戰時（昭和二〇年八月）價格によつた。

- (一) 原則として財產臺帳價格の明瞭なものは當該臺帳價格を基礎とし之を物價指數により計算した昭和二〇年八月（終戰時）現在價格より経過年數による償却額を差引いて評定する。
- (二) 財產臺帳の焼失其他により臺帳價格の明瞭でないものは例外として右に準じた價格を基準として之を物價指數により昭和二〇年八月現在價格を評定する。
- (三) (一) (二) によることの不可能なる場合は止むを得ず昭和二〇年八月現在の適正價格（公定或は之に準ずる價格）による被害額を評定する等の例外を認める。
- (四) 尚「物價指數」はすべての財貨について日銀調東京卸賣物價總平均指數を一律に適用する。

## 4. 調査方法

前項「評價基準」による被害額の算出の爲各官廳に於ては夫々終戰後作成した既成統計資料を使用した外、今回新たに「代表的實地調査」及各地方への「照會調査」を行つた。

## 三、分類及集計

以上の要領により各官廳に於て作成された戰爭被害基礎統計資料の分類集計及國富喪失總額の算出はすべて經濟安定本部總裁官房調査課に於て行つた。集計に際しては整理の都合並びに國富との比較に便なる點を考慮し、從來の國富の項目に準じこれを左の如く分類した。

### 戰爭被害分類項目

### 國富分類項目

建築物	建物
道路	土地
港灣河川	港灣運河
橋梁	橋梁
林野樹木	樹木
工業用機械器具	工業用機械器具
鐵道及軌道	鐵道及軌道
諸車輛	諸車及航空機
船	船（艦艇を含む）
電氣及瓦斯供給設備	電氣及瓦斯供給設備
水道設備	水道設備
所藏財貨	所藏財貨

生産品、仕掛品、資材、原料

鑄貨及金銀その他貴金属地金

雜

工業用以外の機械器具

圖書館所藏圖書

國寶、史蹟、名勝

その他の

家畜家禽  
兵器

鑄山

生産品

鑄貨及金銀地金

雜

工作物、機械器具(工業用以外)

圖書館、博物館の所藏品

この分類項目には從來の國富の分類項目の「鑄山」「家畜家禽」「航空機」「兵器」が全く除外してあるがこれは前二者については被害が僅少であり、後二者については本調査の趣旨より當然除外すべき項目であると認めた爲である。この他「土地」は「道路」以外の被害を僅少と見「道路」を獨立の項目とし、「港灣運河」は「港灣河川」とし、「樹木」はこれを廣く「林野樹木」とし、「電信電話設備」には「放送」を加えた。

四、今次戦争による國富被害總額並項目別被害一覽表

以上によつて求められた國富被害總額並項目別被害を表示すれば左の如くである。

項目別國富被害一覽表

區 分	官 有	公 有	私 有	合 計
	被 害 額(千円)	被 害 額(千円)	被 害 額(千円)	被 害 額(千円)

建築	一、六二六、二三五	一、三〇六、七一五	一四、一九三、二九七	一七、一二六、二四七
港湾	二四三、七八三	二〇、五一	二、六五七	二四三、七八三
橋梁	一三、七七八	八八七	五、八二八	三六、九五〇
鐵道	五五、〇九七	四、四六七、六八三	四、七〇九、六八三	五五、〇九七
及軌道	四一七	一六、四〇七	六、二四五	一〇四、四七五
林野樹木	二四一、一二三	八八七	五、八二八	一〇四、四七五
工業用機械器具	八八、〇六八	一〇、八九七	二五八、六四三	三七一、六六四
及軌道	一〇二、一二四	一九、四三六	六、四四九、四二六	六、五六四、一〇三
電氣及瓦斯	九五、二四一	五三、二六五	八四四、六一八	八九七、八八三
給水設施	五三、二六五	六三、一〇九	一五、八一三、八八八	二七一、〇九七
放電設施	一六九、五二三	一一九、五一五	一五一、五八二	二四三、一一三
通信設施	一〇五五、六六八	五七四、九〇四	一五、八一三、八八八	二七一、〇九七
船舶	八四八、七六一	五六五、五〇三	八、一四三、一七八	一七、四四四、四六〇
及備品	二〇六、八九九	九、四〇一	七、六四七、一三七	九、五五七、四四二
財物	八	二三、五七三	二三、五七三	七、八六三、四三七
等	一、〇七八、二〇二	一二八、三九五	一二八、三九五	一、五九八、八一
地	一一二四四、三七三	四二、六一〇、七二四	三九六、二一四	四九、六七三、六一
その他貴金属	四、八一八、五一四	四、八一八、五一四	四、八一八、五一四	四、八一八、五一四
鑄貨及金屬	八	八	八	八
雜	合計	合計	合計	合計

## 第一、各論

### 一、建築物

こゝに云ふ建築物とは附屬工作をも含めた一切の建築物のことである。従つて本調査では、住宅、工場を初め神社寺院停車場、その他用品庫等に到る迄すべての建築物が調査対象となつたが、調査に當つてはこれらを官有、公有、私有の三者に大別し、官有については各官廳が、公有、私有については更にこれを建築物の種類によつて分類し夫々につき關係各官廳が調査に當つた。尙被害の評價はすべて一定基準によつてなさるべきであつたが、今次戦争による建築の被害は莫大量に上り且資料の不備、焼失等により多少の不統一は免れなかつた。この爲これについては以下に於て各建築物について詳しく述べることとした。

#### 1. 官有

官有建築物の戦争被害額は、原則として左記「戦災官有財産評價基準」（以下「評價基準」と略稱す）により關係各官廳に於て夫々算出した。

尙これは「一九四七年一月一四日AG六〇二日本政府に返還された舊軍施設の評價基準」を参考とし定めたものである。

#### 戦災官有財産評價基準

(一) 財産臺帳價格の明瞭のものは當該臺帳價格を基礎とし之を物價指數により昭和二〇年八月現在の價格を評定する

(二) 財產臺帳の焼失其他により臺帳價格の明瞭でないものは右に準じた價格を基準とし之を物價指數により昭和二〇年八月現在の價格を評定する。

(三) (四) 物價指數は日本銀行調査の卸賣物價指數を採用する。  
 昭和元年以前に建築したものは設計規格も良好であり且相當の補修がしてあり、將來の耐久を考慮して一應昭和元年に建築したものと看做し當該年次に取得した價格として物價指數を用ひ計算した額より經過年数による償却額を差引いて評定す。

(五) 昭和元年以降に建築したものは夫々の建築年次に於ける價格に對し物價指數を用ひて計算した額から經過年数による償却額を差引いて評定する。

(六) 木造建築物は別表「木造建築程度區分表」によつて甲種、乙種、丙種に區分する。  
 耐久年數は

鐵筋、鋼骨コンクリート造	六〇年
煉瓦造	六〇年
本造	三〇年
甲種	二〇年
乙種	一〇年
丙種	一〇年

として計算し耐久年數經過後の残有價額は取得價格に物價指數を用ひて計算した價格の三〇%とする。

(八) 工作物の評價方法も建築物に準じ計算する。但し、耐久年度は木造及之に類似のものは一五年、鐵、コンクリー  
 ト、煉瓦及これに類似のものは四〇年とする。

別表、木造建築程度區分表

(一) 總理廳關係 (總理廳官房會計課調)

(備考) 構造程度欄は一般代表的のものを記入したものであるから之と違つたものに就いては實物について適當に判断して區分すること。

適當に判断して區分すること。

所管官有建築物につき「評價基準」により算出した。

區	分	數	量	被害額(千円)
建	工	合		
物	物	計		
二	二	件	五、三一八坪	二、四五四
一	二	件	五、三一八坪	二、三二二
			二、六七六	

(二) 内務省關係

(1) 廳舍(內務省大臣官房會計課調)

原則として「譲價基準」によつたが、「建築經年數」は現狀に於て調査困難なるを以て一應昭和一七年現在を建築年次の基本と見做して算定した。なほ償却額については一應すべてを六分の一の減（耐久年數三十年経過年數五年）として算出した。

り資料を徵収し取纏めた戰爭被害狀況調による。

區	建	甲	乙	丙	工	合
分	數	一五〇戶	二三一、七六三坪	一二、五二六	三、四三三	二五〇
量	被 害 額(千円)	一、九二四	七一三	三六九	三、四七七	一一二、七六三
		四八	一三五	六、八〇四		二五〇
		六七				

(2) 河川工事用建築物（内務省國土局河川課調）

各都道府県及出張所に照會して得た数字を合計して求めた。評價は終戦時現在建築費を基礎とした。

區	分	數量(坪)	被害額(千円)
木	一四	三・七三九	五百四七
コンクリート造	三	一四	三

以上内務關係の合計は左の如くである。

(三)

外務省關係（外務省総務局政務課編）

合計	三、七五三	五四九	
區	分	數量(坪)	被害額(千円)
廳舍			
河川工事用	三三、七六三		三、四七七
合	三、七五三		五四九
	二六、五一六		四、〇二六

(四)

(1) 大藏省關係（大藏省大臣官房文書課纏）  
公用財產關係（大藏省大臣官房會計

- (1) 公用財産關係（大藏省大臣官房會計課調）原則として、「評價基準」によつたが例外と—

原則として、「評価基準」によつたが例外として左の如き基準算出方法を採用した。

(1) 全焼、全壊——被害程度 100%のもの  
 (2) 半焼、半壊——" 50%のもの  
 (3) その他——約 10% 程度の被害を受  
 ロ、耐久年数

- (1) 全焼、全壊——被害程度一〇〇%のもの  
 (2) 半焼、半壊——" 五〇%のもの  
 (3) その他——約二〇%程度の被害を受

合	大東亞大臣官舍	大東亞省(物置)	大東亞錄成院本省	大東亞研究所	神戶移住教養所	東京支那文化研究所	京都支那文化研究所	船橋分室	長崎移住教養所	小計	計
小	一四五	二三九	二三九	二二九	一八七	一八七	一八七	一五七	一五七	七〇	一
	二二一	○二	二二一	○二	四八九	八六三	七〇五	一二九	一二二	四〇八四	四〇八四
	九一	二三三	二三三	二二九	七三五	五七二	一〇〇	三九四	三九一	一、八〇一	三、三一六
	二三	一、五	一、五	一、五	七〇五	八六三	七〇五	一二九	一二二	二、二〇七	四、〇八四
	二二	九一	九一	九一	九四	三四四	二二八	三六二	九二	一、八〇一	三、三一六
	二二	九一	九一	九一	三四四	三九一	二二八	三六二	九二	七六六	四〇六

大阪財務局事務所		東京財務局事務所		本省		局別	
工場	住宅	工場	住宅	工場	住宅	工場	住宅
場	務	雜	倉	雜	倉	雜	倉
宅	務	工	工	工	工	工	工
所	務	事	務	事	務	事	務
"	"	務	務	務	務	務	務
"	"	計	屋	計	屋	計	屋
"	"	庫	庫	庫	庫	庫	庫
"	"	所	所	所	所	所	所
"	"	"	"	"	"	"	"
三、一六五	○○○	七、六七八	一、二二〇	六、三五三	一、〇一六	九一	建
五、六六	○○○	七二九	〇〇〇	四七七	一、六〇〇	一六〇〇〇	數量(坪)
一、一一	一、一	一、〇二〇	一、三〇	八七九	九一〇	七五〇	被害額(千円)
一、一	一、一	二八二	一、一	三三〇	一、一	一、一	工作物被害額(千圓)
一、一	一、一	一、三〇一	一、一	一、一	一、一	一、一	合計被害額(千円)

- (1) 鐵筋コンクリート造  
(2) 木造  
(3) その他

計		合		局	
計		事務所	住宅場	倉庫	雜倉庫
工	倉	建	屋	庫	計
一 九 三、二 一 五	三 九、〇 九 九	六 八、六 三〇	五 二、九 〇九	二 七、二 〇四	一 七三 一
三 三、三 六九	三 三、八 九四	三 六六五	一 四、二 六九	二 三七二	一 三三六
五 一〇七					一 八一
三 八、五 七六					一 八、二 七〇
					二 五〇六

刷 印	局 幣 造	專 賣	本 財 標
工 住 事 務 場 宅 所	雜 倉 工 住 事 務 計 庫 廉 場 宅 所	雜 倉 工 住 事 務 計 庫 廉 場 宅 所	雜 倉 工 住 事 務 計 庫 廉 場 宅 所
" " 建	" " " " 建	" " " " 建	" " " " 建
一四、二一三九	五、三七七 三七九	三一、九一 八二六	三、四五六 九〇四
一〇、二一七四 三九	一、七一七 一五八	二、二五七 三、四三八	二、五一五 一八〇
一 一 一	二三六	一、四五九	一六六
一 一 一	一、九五三	九、二八七	二、六八二

(2)

雜種財產關係（主として舊軍關係建築物——大藏省國有財產局第一管理課調）

被害額は原則として「戦災官有財産評価基準」により評価算出したものであるが、詳細は左の如くである。

イ、被害建物はこれを「評価基準」により区分し夫々につき各地方に照會調査を行つた。

格を評價した。

(1) 取得年次は平均して昭和一六年に取得したものと推定し経過年数は五年とす。  
(2) 取得價格(臺帳價格)は鐵筋コンクリート造平均坪當り三〇〇圓、木造建物甲二〇〇圓、乙一

八〇圓、丙一二〇圓と推定す。

と同じ

(4) 物價の變動率は日銀調査の東京卸賣物價總平均指數による。

一八

(5) 被害程度が一〇〇%のものとす

(ロ) 中は被害の程度が概ね平均五〇%のものとす

(ハ) 小は被害の程度が概ね平均二〇%のものとす

工作物は建物の評價に準じ終戰時の被害額を算出した。

別 局 區	建築物						工作物 (千円)
	被 害 大	被 害 中	被 害 小	合 計	被 害 大	被 害 中	
數 (坪) (千円)	數 (坪) (千円)	數 (坪) (千円)	數 (坪) (千円)	數 (坪) (千円)	數 (坪) (千円)	數 (坪) (千円)	
東 京	鐵筋コンクリート 木 造 計	三六、三五九 二三、一〇九 一九、九五九 二一、八、九九九	二三、一〇九 一五、六〇三 一五、九三三 一七、一五九	一三、一〇四 一三、一〇四 一三、一〇四 一九、一五九	一一、三一六 一、一、四〇〇 一、一、四〇〇 一、一、四〇〇	一九、三七一 八、三、四〇六 八、三、四〇六 一、一、四〇〇	一九、三七一 八、三、四〇六 九、一、四〇〇 一、一、四〇〇
大 阪	鐵筋コンクリート 木 造 計	三六、三五九 二三、一〇九 一九、九五九 二一、八、九九九	一七、一五九 一三、一〇九 一三、一〇九 一九、一五九	一三、一〇四 一三、一〇四 一三、一〇四 一九、一五九	一、一、四〇〇 一、一、四〇〇 一、一、四〇〇 一、一、四〇〇	一、一、四〇〇 一、一、四〇〇 一、一、四〇〇 一、一、四〇〇	一、一、四〇〇 一、一、四〇〇 一、一、四〇〇 一、一、四〇〇

高 島 廣 島 鐵 筋 混 凝 土 計	屋 古 名 鐵 筋 混 凝 土 計	札 幌 仙 臺 鐵 筋 混 凝 土 計	木 造 計	木 造 計	木 造 計	木 造 計	木 造 計
" " 木 造 計	" " 木 造 計	" " 木 造 計	鐵筋コンクリート 木 造 計	鐵筋コンクリート 木 造 計	鐵筋コンクリート 木 造 計	鐵筋コンクリート 木 造 計	鐵筋コンクリート 木 造 計
丙 乙 甲	丙 乙 甲	丙 乙 甲	丙 乙 甲	丙 乙 甲	丙 乙 甲	丙 乙 甲	丙 乙 甲
一、三九	一、三九	一、三九	一、五、五七 三、三、三三 二、一、三三 一、五、二〇	一、五、五七 三、三、三三 二、一、三三 一、五、二〇	一、五、五七 三、三、三三 二、一、三三 一、五、二〇	一、五、五七 三、三、三三 二、一、三三 一、五、二〇	一、五、五七 三、三、三三 二、一、三三 一、五、二〇
六六	六六	六六	一、五、五七 三、三、三三 二、一、三三 一、五、二〇	一、五、五七 三、三、三三 二、一、三三 一、五、二〇	一、五、五七 三、三、三三 二、一、三三 一、五、二〇	一、五、五七 三、三、三三 二、一、三三 一、五、二〇	一、五、五七 三、三、三三 二、一、三三 一、五、二〇
四三	四三	四三	一、五、五七 三、三、三三 二、一、三三 一、五、二〇	一、五、五七 三、三、三三 二、一、三三 一、五、二〇	一、五、五七 三、三、三三 二、一、三三 一、五、二〇	一、五、五七 三、三、三三 二、一、三三 一、五、二〇	一、五、五七 三、三、三三 二、一、三三 一、五、二〇
五〇〇、一	五〇〇、一	五〇〇、一	一、五、五七 三、三、三三 二、一、三三 一、五、二〇	一、五、五七 三、三、三三 二、一、三三 一、五、二〇	一、五、五七 三、三、三三 二、一、三三 一、五、二〇	一、五、五七 三、三、三三 二、一、三三 一、五、二〇	一、五、五七 三、三、三三 二、一、三三 一、五、二〇



名古屋拘置所	五〇八
名古屋少年審判所	四、七五五
福岡少年審判所	二二八
水戸少年刑務所	四三一
前橋刑務所	六八五
新潟刑務所	一七八
福岡刑務所	二一〇七
名古屋刑務所	一七五〇
水戸刑務所	一八三
前橋刑務所	一九三八
新潟刑務所	一九四一
福岡刑務所	一九四二
名古屋刑務所	一九四三
水戸刑務所	一九四四
前橋刑務所	一九四五
新潟刑務所	一九四六
福岡刑務所	一九四七
名古屋刑務所	一九四八
水戸刑務所	一九四九
前橋刑務所	一九五〇
新潟刑務所	一九五一
福岡刑務所	一九五二
名古屋刑務所	一九五三
水戸刑務所	一九五四
前橋刑務所	一九五五
新潟刑務所	一九五六
福岡刑務所	一九五七
名古屋刑務所	一九五八
水戸刑務所	一九五九
前橋刑務所	一九六〇
新潟刑務所	一九六一
福岡刑務所	一九六二
名古屋刑務所	一九六三
水戸刑務所	一九六四
前橋刑務所	一九六五
新潟刑務所	一九六六
福岡刑務所	一九六七
名古屋刑務所	一九六八
水戸刑務所	一九六九
前橋刑務所	一九七〇
新潟刑務所	一九七一
福岡刑務所	一九七二
名古屋刑務所	一九七三
水戸刑務所	一九七四
前橋刑務所	一九七五
新潟刑務所	一九七六
福岡刑務所	一九七七
名古屋刑務所	一九七八
水戸刑務所	一九七九
前橋刑務所	一九八〇
新潟刑務所	一九八一
福岡刑務所	一九八二
名古屋刑務所	一九八三
水戸刑務所	一九八四
前橋刑務所	一九八五
新潟刑務所	一九八六
福岡刑務所	一九八七
名古屋刑務所	一九八八
水戸刑務所	一九八九
前橋刑務所	一九九〇
新潟刑務所	一九九一
福岡刑務所	一九九二
名古屋刑務所	一九九三
水戸刑務所	一九九四
前橋刑務所	一九九五
新潟刑務所	一九九六
福岡刑務所	一九九七
名古屋刑務所	一九九八
水戸刑務所	一九九九
前橋刑務所	二〇〇〇
新潟刑務所	二〇〇一
福岡刑務所	二〇〇二
名古屋刑務所	二〇〇三
水戸刑務所	二〇〇四
前橋刑務所	二〇〇五
新潟刑務所	二〇〇六
福岡刑務所	二〇〇七
名古屋刑務所	二〇〇八
水戸刑務所	二〇〇九
前橋刑務所	二〇一〇
新潟刑務所	二〇一一
福岡刑務所	二〇一二
名古屋刑務所	二〇一三
水戸刑務所	二〇一四
前橋刑務所	二〇一五
新潟刑務所	二〇一六
福岡刑務所	二〇一七
名古屋刑務所	二〇一八
水戸刑務所	二〇一九
前橋刑務所	二〇二〇
新潟刑務所	二〇二一
福岡刑務所	二〇二二
名古屋刑務所	二〇二三
水戸刑務所	二〇二四
前橋刑務所	二〇二五
新潟刑務所	二〇二六
福岡刑務所	二〇二七
名古屋刑務所	二〇二八
水戸刑務所	二〇二九
前橋刑務所	二〇三〇
新潟刑務所	二〇三一
福岡刑務所	二〇三二
名古屋刑務所	二〇三三
水戸刑務所	二〇三四
前橋刑務所	二〇三五
新潟刑務所	二〇三六
福岡刑務所	二〇三七
名古屋刑務所	二〇三八
水戸刑務所	二〇三九
前橋刑務所	二〇四〇
新潟刑務所	二〇四一
福岡刑務所	二〇四二
名古屋刑務所	二〇四三
水戸刑務所	二〇四四
前橋刑務所	二〇四五
新潟刑務所	二〇四五
福岡刑務所	二〇四六
名古屋刑務所	二〇四七
水戸刑務所	二〇四八
前橋刑務所	二〇四九
新潟刑務所	二〇五〇
福岡刑務所	二〇五〇
名古屋刑務所	二〇五一
水戸刑務所	二〇五二
前橋刑務所	二〇五三
新潟刑務所	二〇五四
福岡刑務所	二〇五五
名古屋刑務所	二〇五六
水戸刑務所	二〇五七
前橋刑務所	二〇五八
新潟刑務所	二〇五九
福岡刑務所	二〇六〇
名古屋刑務所	二〇六一
水戸刑務所	二〇六二
前橋刑務所	二〇六三
新潟刑務所	二〇六四
福岡刑務所	二〇六五
名古屋刑務所	二〇六六
水戸刑務所	二〇六七
前橋刑務所	二〇六八
新潟刑務所	二〇六九
福岡刑務所	二〇七〇
名古屋刑務所	二〇七一
水戸刑務所	二〇七二
前橋刑務所	二〇七三
新潟刑務所	二〇七四
福岡刑務所	二〇七五
名古屋刑務所	二〇七六
水戸刑務所	二〇七七
前橋刑務所	二〇七八
新潟刑務所	二〇七九
福岡刑務所	二〇八〇
名古屋刑務所	二〇八一
水戸刑務所	二〇八二
前橋刑務所	二〇八三
新潟刑務所	二〇八四
福岡刑務所	二〇八五
名古屋刑務所	二〇八六
水戸刑務所	二〇八七
前橋刑務所	二〇八八
新潟刑務所	二〇八九
福岡刑務所	二〇九〇
名古屋刑務所	二〇九一
水戸刑務所	二〇九二
前橋刑務所	二〇九三
新潟刑務所	二〇九四
福岡刑務所	二〇九五
名古屋刑務所	二〇九六
水戸刑務所	二〇九七
前橋刑務所	二〇九八
新潟刑務所	二〇九九
福岡刑務所	二〇一〇〇

(六)

合計	二〇一〇〇
青森	一〇、七七三
新井	九、九九三
中野	三〇、三
豊多摩	二、〇七八
川越	一、三八六
甲府	一、二七
横濱	一、二七
大阪	一、二七
神戸	一、二七
宮城	一、二七
島根	一、二七
福島	一、二七
山形	一、二七
岩手	一、二七
長野	一、二七
岐阜	一、二七
三重	一、二七
愛知	一、二七
静岡	一、二七
滋賀	一、二七
京都	一、二七
大阪	一、二七
兵庫	一、二七
奈良	一、二七
和歌	一、二七
高知	一、二七
徳島	一、二七
香川	一、二七
愛媛	一、二七
大分	一、二七
宮崎	一、二七
鹿児島	一、二七
沖縄	一、二七
合計	二〇一〇〇

(1) 文部省關係（文部省調査局統計課編）

(2) 次に建築物の附帯工事費は建物単價の概ね三割と考えられるが、地下施設は戦災僅少と見られるので建物單價に比し、附帯工事分を二割と見、一應「附帯工事分を含む坪當建物平均單價」を前項の額の二割強を算出した。尙「坪當建築物平均單價」の算定は左の如くにして行つた。

(1) 國有財產臺帳價格による「各年度坪當建物平均單價」を物價指數により昭和二〇年八月の單價に換算し、それらの「平均單價」三九四圓を算出した。

(2) 學校建物の被害面積は大破以上の坪數のみ計上されているので、坪數はそのまゝとして、小破の坪數は増四七三圓とした。

官立諸學校の被害につき夫々の、「坪當建築物平均單價」とその「被害面積」との相乗積を求めこれを合計して總額を算出した。尙「坪當建築物平均單價」の算定は左の如くにして行つた。